

著作権の取り扱いについてのお知らせ

地学雑誌に掲載された論説などの著作権 (copyright) は、(社)東京地学協会が所有することが1991年2月18日改定の地学雑誌投稿規程総則4に明記され、その後の何回かの改定でもこれが引き継がれています。また、それら著作物(図表等を含む)を利用するにあたっては当協会の許可を得なければならないことが、2007年4月1日改定の投稿規程細則11に定められ、同年11月28日施行の著作物利用規程に従って運用されています。1991年2月17日以前の地学雑誌に掲載された論説などについても、当協会が著作権を所有するとみなして、希望者からの利用申請等への対応にあたり、また電子アーカイブ等への収録を進めるのが、運用上適切と判断されます。今後そのように取り扱いたいと考えますが、1991年2月17日以前に掲載された論説等の著者で上記の扱いに異議のある方は、2009年9月30日までに編集委員会に申し出てください。なお、投稿規程は地学雑誌117巻2号に、著作物利用規程は同116巻6号にそれぞれ掲載され、いずれも地学雑誌ホームページ(<http://www.geog.or.jp/journal/main.htm>)で閲覧できます。

2008年9月25日 (社)東京地学協会編集委員会